

札幌市議会第一部予算特別委員会記録（第2号）

令和7年（2025年）3月3日（月曜日）

●議題 付託案件の審査

●出席委員 32人（欠は欠席者）

委員長	村山拓司	副委員長	小口智久
委員	三上洋右	欠委員	勝木勇人
委員	五十嵐徳美	委員	長内直也
委員	佐々木みつこ	委員	こじまゆみ
委員	中川賢一	委員	村松叶啓
委員	三神英彦	委員	山田洋聡
委員	和田勝也	委員	小野正美
委員	ふじわら広昭	委員	しのだ江里子
委員	林清治	委員	松原淳二
委員	うるしはら直子	委員	たけのうち有美
委員	おんむら健太郎	委員	定森光
委員	國安政典	委員	森山由美子
委員	竹内孝代	委員	熊谷誠一
委員	太田秀子	委員	田中啓介
委員	吉岡弘子	委員	坂元みちたか
委員	波田大専	委員	成田祐樹
委員	米倉みな子		

開 会 午後1時

●村山拓司委員長 ただいまから、第一部予算特別委員会を開会いたします。

報告事項であります。勝木委員からは欠席する旨、前川委員からは森山委員と交代する旨、届出がありました。

それでは、議事に入ります。

最初に、審査日程の変更についてお諮りいたします。

2月28日の本会議におきまして、札幌市誰もがつながり合う共生のまちづくり条例案に関する陳情第49号、第50号、第52号から56号、第58号から第60号、第62号から第75号、第77号から第82号、第84号から第89号、第92号から第116号、第118号から第141号、第143号から第152号、第154号から

第161号及び第163号から第167号の108件が本委員会に付託されました。

つきましては、各位に配付の日程案のとおり審査日程を変更することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

●村山拓司委員長 異議なしと認め、審査日程は案のとおり変更されました。

次に、審査方法について確認いたします。

質疑者、討論者及び答弁者は、起立して発言すること、答弁を行う部長及び課長は冒頭に職及び氏名を名のってから発言すること、なお、同一委員への答弁が続く場合は、最初だけでよいこととします。

また、質疑及び答弁は簡潔を旨とし、前置きなどは極力省き、内容の重複等も避けながら、定められた審査日程のとおり進めることのできるよ

うご協力をお願いいたします。

それでは、議案第1号 令和7年度札幌市一般会計予算中関係分ほか、付託議案18件及び札幌市誰もがつながり合う共生のまちづくり条例案に関する陳情108件を議題といたします。

最初に、令和7年度札幌市一般会計予算中、歳入うち一般財源、第2款 総務費 第1項 総務管理費中会計室及び財政局関係分、第3項 税務費、第9款 公債費 第1項 公債費、第10款 諸支出金 第1項 財産取得費、第2項 他会計繰出金中財政局関係分、第12款 予備費 第1項 予備費、議案第8号 令和7年度札幌市基金会計予算及び議案第9号 令和7年度札幌市公債会計予算について、一括して質疑を行います。

●中川賢一委員 本委員会、最初の質疑でございますので、簡潔に進めたいと思いますのでよろしくお願いします。

私からは、建設工事におきます最低制限価格の引上げについてご質問させていただきます。

さきの令和7年第1回定例市議会にて、我が会派は、代表質問の中で、建設工事の入札契約制度の検討状況について、市長の考えをたどしました。

それに対しまして、建設業のコスト構造の変化に早急に対応すべく、最低制限価格の引上げを行うといった旨の答弁がなされたところでございます。

昨今の建設業界の状況を鑑みますと、ICT分野の人材確保・育成や新技術の導入など、持続可能な企業経営に必要となる経費負担が大変増大しており、厳しい経営環境への対策として、最低制限価格の引上げを求める声は大変深刻なものとなつてございましたので、市長に最低制限価格の引上げを行うとご決断いただいたことは、様々なコストの増加により厳しい経営環境に置かれている地元の建設業界の要望を真摯に受け止めていただいたものであると、我が会派では評価をしたいと思います。

さきの答弁では、ここ数年で新たに経常的な

コスト増となつた項目があるとの認識が示されましたが、この認識に基づき、建設工事の最低制限価格の算定において、具体的にどのような内容の引上げを行うのか、まずお伺いしたいと思います。

●北川管財部長 最低制限価格の引上げ内容についてお答えをいたします。

工事価格を構成する直接工事費、共通仮設費、現場管理費、一般管理費等の四つの項目のうち、人材の確保・教育やDX関連にかかるコストが含まれます一般管理費等について、最低制限価格の算入率の引上げを行うものでございます。

具体的には、本市の現行の一般管理費等の算入率は、国や道の68%に比べ、2ポイント高い70%となっておりますけれども、これをさらに5ポイント引き上げ、75%とすることとして準備を進めているところでございます。

また、この引上げによりまして、最低制限価格の設定上限に達する件数が増加することが見込まれることから、現行の国や道と同じ92%の最低制限価格の設定上限を94%に引き上げることとして準備を進めているところでございます。

●中川賢一委員 ご答弁ありがとうございます。

最低制限価格の引上げにつきましては、一般管理費等における算定割合を5%引き上げて75%にすると、そして、最低制限価格の設定範囲の上限を92%から94%へ引き上げるというご答弁でございました。企業の建設負担の増加をご考慮いただいた対応ではないかというふうに受け止めさせていただきたいと思います。

担い手不足が昨今著しい建設業界におきまして、人材確保や教育のためのコスト、人材不足を補うための生産性向上に必要なDX関連などの経費の増加は企業にとっても大変大きな負担でございまして、これらのことは中小企業において特に深刻でございます。そういったことから、工事の規模や種類、企業の規模などにかかわらず、引上げの効果を幅広く工事全体に及ぼす必要があるの

ではないかというふうに考えます。

今回の引上げの方針は、中小企業が多くを占める札幌市の建設業の健全経営に資する極めて重大な決断でございますことから、市長がご答弁されたとおり、その引上げは、早急に、速やかに対応なされることが必要かと考えます。

そこで、次の質問ですが、最低制限価格における一般管理費等の引上げ並びに最低制限価格の設定上限の引上げによって得られる効果、これらについてお伺いしたいと思います。また、引上げの具体的な実施時期、これも明らかにしていただけるのであれば、伺いたいと思います。

●北川管財部長 引上げの効果と実施時期についてお答えをいたします。

先ほどもお答えいたしましたとおり、最低制限価格における一般管理費等の算入率を70%から75%に引き上げるとともに、最低制限価格の設定上限を94%に引き上げることによりまして、工事全体の平均落札率につきまして、約0.8%の上昇の効果を見込んでいるところでございます。

また、最低制限価格の引上げの実施時期につきましては、令和7年4月1日以降に入札告示を行う案件から対象とすることで、準備を進めているところでございます。

●中川賢一委員 年度当初から速やかに対応していただけるということでございますので、この点は大いに評価をさせていただきたいと思います。

先ほども申しましたが、建設業を取り巻く環境の変化は極めて早い状況下であり、そして厳しい状況下にございます。

今後も引き続き、地域の建設事業者の事業環境等にしっかりと目を配りまして、丁寧に声を聞きながら、業界の環境変化に適切な対応をしていっていただきたいことを強く求めまして、私からの質問を終わらせていただきたいと思います。

ありがとうございました。

●松原淳二委員 私からは、区役所等での契約事務誤りについてお伺いいたします。

先日、報道もありましたが、新たに供用開始がスタートしました中央区複合庁舎1階区民ホールのバスケットゴール設置業務並びに複数の市有施設の機械警備業務において、連続して契約事務の誤りが判明しております。いずれも札幌市側のミスによるもので、本来であれば落札者となるべき事業者とは別な事業者が落札し、契約してしまうという結果を招いており、札幌市の契約の信頼性を損ねる事態となったことは遺憾に感じております。

そこでまず確認をいたしますが、契約事務の統括部門である管財部として、これら契約事務の誤りが発生した原因をどのように認識しているのかお伺いいたします。

●北川管財部長 契約事務の誤りが発生した原因についてお答えをいたします。

最初の中央区複合庁舎の契約では、落札決定の審査の際に、当初設定をいたしました中小企業限定という入札参加資格条件の確認漏れが原因と考えております。

次に、区役所等の機械警備業務の契約では2点ありまして、一つ目は、今年度から最低制限価格算定方法の改正をしていたところですが、今回誤った三つの課では、これを把握しておらず、従前の算定方法に基づき事務処理がなされ、改正内容の適用が不徹底であったことが挙げられます。

二つ目は、落札決定時までに契約事務の各段階での確認が十分になされていなかったことが原因と考えられるところでございます。

●松原淳二委員 落札を決定する際の審査が不徹底であったことや、制度改正の見直し、こういったことが徹底されていなかったということで、非常に残念に思います。基本的な事項の確認が十分行われていなかったと言わざるを得ないと考えます。

また、機械警備業務の契約において、この契約の事務誤りについては、デジタル戦略推進局並びに東区、手稲区で発生しております。さらに、東区、手稲区については、それぞれ総務企画課と

地域振興課で発生していると聞いております。

このように、局や区、課など広範にわたってこのような事象が発生しているということでありますので、通達等で行われた指示が、やはり浸透、徹底されていないといったことが露呈された案件だと認識をしております。

契約を目指して入札に参加している各事業者への影響も考えると、確認していなかったでは済まされない、今後も大きく不安を残すことと考えます。

そこで質問しますが、これらの原因を踏まえ、どのように再発防止を図っていくのかお伺いいたします。

●北川管財部長 再発防止策についてお答えをいたします。

今回の誤りの、参加資格の確認漏れと最低制限価格算定誤りにつきましては、それぞれ適正な事務処理方法や留意事項について、全庁に通知をしたところでございます。

通知では、制度の再徹底はもとより、業務で用いる契約基本システムでの具体的な確認手法なども指示をしたところでございます。あわせて、契約事務の各段階での確認の徹底を求めたところでございます。先月下旬には、同様の契約が多い区役所各課を対象に、事務処理の留意点について臨時の契約事務説明会を行ったところでございます。また、6月には契約事務研修を行うとともに、全庁の実務担当者を対象に改めて説明会を実施し、再発防止を図ることといたしたいと考えてございます。

●松原淳二委員 今、事務処理の通知や研修といったことで制度の周知徹底を図っていくということ、これらについては当然の話かと思えます。そして、再発防止として、各段階での確認の徹底を図るということについても、これ自体、決して否定するものではありませんし、やって当然というところがあるかと思えます。

やはり、基本動作として、これらをしっかり徹底を図っていただくということは実行していた

だきたいと思いますが、しかし、規程に基づき正しく確認されているのか、また、確認する側が漏れなく確認をしているのかということまでしっかり徹底をしていかなければ、このようなチェックとしては不十分と考えます。

再発防止策でよく出ますダブルチェックという手法もありますが、2人が順にチェックしたとしても、必要なことを間違いなく確認するといったことが行われなければ、結果的にはダブルチェックも無用のものとなってしまいます。結局、確認は機能していないということにつながりかねません。

そこで質問しますが、確実にこれらの改善が実行される、また、改善が図られるために、例えばチェックリストを設けるなど、さらに踏み込んで実効的な対策を管財部として行うべきと考えますが、どのように考えるかお伺いいたします。

●北川管財部長 実効的な対策についてどのように考えるかということで、お答えをしたいと思います。

このたび、連続して契約事務の誤りが発生したことから、管財部といたしましても、より実効的な対策が必要であると考えているところでございます。入札における公告時や参加資格の審査時において、確認が必要な制度や重要な事項を漏れなく整理したチェックリストを作成し、活用を図ってまいりたいと考えてございます。

6月に予定をしております契約事務説明会では、そのチェックリストを用いた確認手法について解説し、再度徹底をしてまいりたいと考えてございます。

●松原淳二委員 チェックリストの活用なども含めて、できる対策は全て実施していただいて、札幌市の契約に対する信頼を損なわないように、これからも危機感を持って取り組んでいただきたいと思います。

加えて、今回連続して発生したこれらの事案については、機械警備業務の契約事務誤り、これらが最初発覚した段階から実態を把握している間、

その間にバスケットゴールの設置業務の契約誤りがあったというふうに聞いております。

先ほど聞いたように、これら二つの事象については、直接的な因果関係といったものは考えづらいですけれども、市民からしてみれば、札幌市の連続したミスと受け止められております。

再発防止には、実態把握は非常に重要であります。それらを行いながら、再発防止といったことはしっかりしていかなければいけませんけれども、発生した事案、事実の周知といったことが遅れることによって、同様の事案を発生することは抑制できないと考えます。

やはり、再発防止、そして連続性の防止といった、これは両輪で行っていかなければいけません。

しかし、再発防止、これらの両輪で取り組んでいただきたいと思います。今、職場では、限られた人員の中で業務過多となっている職場もあります。ただ単にチェックする、ダブルチェックが必要だといったことばかりでは、業務が追いついていけないのが実情かと思えます。契約事務の統括部門である管財部として、確実かつ実効的な指示、指導といったことに資する取組の検討をしっかりと行うよう求めて終わりますけれども、これからの時期、特に3月、業務繁忙もありますし、人事異動などもあって不慣れな方が増える、こういった時期だからこそ徹底をしていただくことを最後に申し添えて、私の質問とさせていただきます。

●熊谷誠一委員 私からは公共施設マネジメントについて質問させていただきます。

人口減少が進んだ後の社会を見据えて、公共施設の整備や管理については時代の変化に即した対応が必要であり、本市では、総務大臣が要請した公共施設等総合管理計画に相当するものとして、札幌市市有建築物及びインフラ施設等の管理に関する基本方針を策定し、公共施設マネジメントの取組を進めていると聞いているところでございます。

公共施設を巡る道内自治体の動きとしては、岩見沢市において、少子化に伴う税収の減少や、利用者の固定化、施設の老朽化に伴う維持修繕費の負担増などから、地域の集会施設について、一部を建て替えず廃止することになったとの報道が見られました。

また、本日の北海道新聞にも大きく取り上げておりましたが、北見市では、令和6年11月に財政健全化計画が策定され、その中で、数多くの公共施設の廃止、見直しの方針が示されております。

こうした事例から、公共施設を計画的に管理していくことの重要性が感じられるところでございます。

また、他の自治体でも、施設別セグメント分析を実施し、今後の施設の在り方について検討しております。

そこで、質問でございますけれども、本市において、どのような考え方で公共施設マネジメントに取り組んでいるのかをお伺いいたします。

●生野財政部長 公共施設マネジメントの取組についてお答えをいたします。

市有施設につきましては、将来的な人口減少に対応しながらも市民サービスの維持向上を図るために、施設の総量の抑制と機能維持の両立に向けた取組を進めているところです。

具体的には、計画的な修繕による長寿命化や、施設の建て替えに当たって必要な機能を統合化、集約化し、建設事業費やライフサイクルコストを抑制するなど、関係部局と連携をして取り組んでいるところです。

市民の財産であります市有施設をできるだけ長く安全に利用することができ、かつ将来世代に過度の負担を残さないようにするために、長期的視点に立った公共施設マネジメントの取組が必要であると考えておまして、物価や建設コストが高騰する今般の社会情勢におきましては、より一層、その重要性が増しているものと認識をしております。

●熊谷誠一委員 取組の基本的な考え方について

ては、人口減少時代に備え、全庁を挙げ、施設総量の抑制に努めながら、市民サービスの低下とならないよう注意していくというような内容であったかと思います。

そのとおりではございますけれども、実際、実行していくのは難しいのではないかと思うところでもございます。また、物価が高騰し、建設コストが年々上昇している中で、より重要性が増していることについても一定の理解をするところでございます。

方向性については、異論はないものの、個別具体の施設がなくなることについては、様々な意見が出るであろう難しい課題でございますが、そうした考え方に基づいて、公共施設マネジメントの取組を、毎年度着実に進めていくことが必要であるとも思います。

そこで質問でございますけれども、令和7年度予算案においては、どのような関連経費が計上されているのかをお伺いいたします。

●生野財政部長 令和7年度予算案における公共施設マネジメント関連経費についてお答えをいたします。

令和7年度予算案では、市営住宅などの市有施設の長寿命化や小学校への児童会館の複合化などにかかる事業費を計上しております。

具体的には、長寿命化につきましては、八軒小学校や幌東中学校などの学校施設や、ひばりが丘団地、苗穂団地などの市営住宅のほか、厚別公園競技場や円山動物園などの施設の老朽化度などを考慮しながら、計画的な保全に取り組んでいるところです。

また、複合化につきましては、真駒内桜山小学校と真駒内中学校を再編する義務教育学校真駒内学園の新築に伴いまして、市民も利用できる多目的ホールを備えた児童会館を複合化するなど、関連する事業費を予算案に計上し、公共施設マネジメントの取組を着実に進めているところでございます。

●熊谷誠一委員 令和7年度予算において、ま

ずは複合化や長寿命化から着実に進めていく、必要な予算措置が図られていることが分かりました。

今後、人口減少が進んでいく中で、全ての施設を今のまま維持していくことは難しいと、もちろん認識しているところでございます。

公共施設再編を通じて、公共施設、公共空間のよりよい形を市民とともに実現していくことが求められていると思います。

現在ある形にとらわれず、経営的視点に立ち、新たな価値を創出しながら、将来につながる形へリデザインすることが必要でございます。そのために、市民に分かりやすく、理にかなった方法で各施設を分析し、定量的な説明をすること、また、将来の具体のイメージを示しながら、今後の在り方について市民理解を求めること、これを求めて私からの質問を終わります。

●吉岡弘子委員 私は、宿泊税についての事業者との対話について、2点質問いたします。

昨年12月、札幌市宿泊税条例案が可決、制定されました。

財政市民委員会で、宿泊事業者団体との協議について質問したところ、当該団体が懸念している宿泊税の使途や事業者負担の軽減などの事項に対しては、今後も継続的に対話の場を設けながら、課題の解決に向けて丁寧に対応していくとの答弁がありました。民泊業界や簡易宿舎への説明は今後の課題であることも明らかとなっています。

ここで質問しますが、今後も継続的に対話の場を設けながら課題の解決に向けて丁寧に対応していくとのことでしたが、どのような取組をしているのか伺います。

●柏原税政部長 今後もその継続的に対話の場を設けながら、課題の解決に向けて丁寧に対応していくという、具体的な取組ということでのご質問でございました。

宿泊事業者団体とは、これまで複数回にわたりまして意見交換を重ねておりまして、本市の宿泊税制度につきまして丁寧に説明を行い、理解を求めてきたところでございます。

宿泊税条例につきましては、現在、総務大臣と協議中でありまして、大臣の同意が得られた後、改めて事務説明会や様々な機会を捉えまして、宿泊事業者団体に対し丁寧な説明を行ってまいりたいと考えてございます。

●吉岡弘子委員 法定外目的税を新設する場合は、条例可決後に総務大臣と協議を行って同意を得る必要がありますので、その申請中であるということだと思います。

総務省の申請への同意は、まだ下りていないということなので、下り次第、宿泊事業者団体等と対話の場を設けるということでした。

宿泊税の議論は、税收規模の議論が先行しましたが、納税者、つまり宿泊者や宿泊事業者に納得を得たとは言いがたいまま進んでいます。事業者との丁寧な対話は必要です。

ここで質問しますが、施行まで1年ありますが、制度に宿泊事業者等の意見を取り入れるなどのお考えはあるのか伺います。

●柏原税政部長 施行まで1年ございますけれども、宿泊事業者向け、もしくは、その宿泊者への意見をどのように取り入れていくのかという点につきまして、お答えをいたします。

このたびの宿泊税の条例につきましては、有識者による検討会議の答申を基に検討を進めまして、宿泊事業者団体等からいただきましたご意見やパブリックコメントの結果を踏まえまして、市議会でご議論いただいていたところでございます。

このような手続等を経まして、令和6年第4回定例市議会におきまして条例が可決されたものでありますことから、まずは現在の制度内容について導入すべきというふうに考えているところでございます。

なお、今後につきましては、事務説明会などで、宿泊事業者に対しまして特別徴収事務の詳細をまとめたマニュアルですとかシステム改修補助の手続などを丁寧に説明するなど、特別徴収事務が円滑に行えるような取組を進めてまいります。

また、宿泊者に対しましても、制度周知等を通じまして、引き続き納税の理解を求めてまいりたいと考えております。

●吉岡弘子委員 本市は観光事業について、運輸業や宿泊業、飲食業や小売業など、様々な業種と関連する裾野が広い産業であり、観光消費が経済効果をもたらすものと位置づけています。

その中で、観光をしっかりと支えているのが宿泊業の皆さんです。実際に特別徴収義務者として宿泊者から徴収するのが宿泊事業者となっています。宿泊者の苦情に答えたり、あるいは徴収できなかったり、矢面に立たされ、一番ご苦労をされることになります。これまでの事業者との対話は、まだまだ不十分なものとなっています。

宿泊税の課題や疑問について、今後、宿泊事業者と継続的な対話の場をしっかりと持つよう求めて質問を終わります。

●波田大専委員 私からは、札幌市の債権管理の取組について伺いたいします。

2月20日の代表質問において、学校給食費の未納額増加について質問させていただき、再三にわたる督促と催告によっても回収できなかった学校給食費の未納額について、最終的に一般財源で穴埋めされている現状は、公平性を著しく欠くものではないかと指摘をさせていただきました。

学校給食費のみならず、市税や国民健康保険料など、札幌市には現在、多額の収入未済額を抱える債権があります。そして、それらは本来、様々な政策実現に活用できる財源となるべきはずのものであり、回収できないまま時効を迎えるなどによって不納欠損となってしまうことは、市民にとって大変重大な損失であると受け止めております。厳しい財政状況の中、財源を生み出すために、既存の事務事業の徹底した見直しを行うことももちろんでございますが、同時に、本来入ってくるべき歳入をしっかりと確保することも大変重要と考えます。

そこで質問ですが、一般会計、特別会計を合わせた令和5年度末時点における収入未済額総額

及び収納率、令和5年度の不納欠損額、また、収入未済額が大きな債権におけるその未済額と収納率、令和5年度の不納欠損額についてお伺いいたします。

●北川管財部長 収入未済額総額、収納率、また不納欠損額についてお答えをいたします。

令和5年度末時点の一般会計と特別会計を合わせました収入未済額総額は約151億8,000万円、収納率は約99.1%、令和5年度不納欠損額約17億3,000万円となっております。

収入未済額が大きい債権といたしましては、生活保護費返還金が、収入未済額約50億8,000万円、収納率が約17.8%、令和5年度不納欠損額が約3億4,000万円、国民健康保険料が収入未済額約33億6,000万円、収納率約87.9%、令和5年度不納欠損額約8億1,000万円、そして市税が収入未済額約30億4,000万円、収納率約99.1%、令和5年度不納欠損額約2億1,000万円となっております。

●波田大専委員 収入未済総額が約152億円、そして、約17億3,000万円が不納欠損額となってしまうとのことでした。これだけの財源があれば、様々な政策を実現できるものと思います。

生活に困窮する方が債務者である場合、直ちに全てを回収できるものではないものと思いますが、一方で、市民負担の公平性という観点からも、やはり払わなかった者勝ち、使ってしまった者勝ちというようなモラルハザードを容認することのないように、収入未済額や不納欠損額の縮減に全庁的に取り組むことが極めて重要であると認識しております。

債権の中には、徴収を主とする部署がないものも多く、そういった部署では、他の業務と並行して督促、催告などの債権管理を行っているのですが、知識、経験、ノウハウが十分に継承されていなかったり、ときには難解な法解釈に阻まれたりすると、将来的な収入未済額の増加につながってしまいます。そのため、財政局管財部で

は、全庁的な債権管理に関する事務を総括し、各部局に対していろいろな支援をしていると伺っております。

そこで質問ですが、全庁的な債権管理の適正化のために、財政局管財部では、これまでどのようなことに取り組んでこられたのかお伺いいたします。

●北川管財部長 管財部におけるこれまでの取組についてお答えをいたします。

管財部では、それぞれの債権所管部からの各種相談対応や助言、標準的な事務処理を分かりやすく解説するハンドブックの策定及び拡充、債権所管部の職員を対象とした事務研修を実施してきたところでございます。また、法解釈が難解な事案についての弁護士による法律相談、相続人特定のための外部委託による調査等を管財部が窓口になって行うことによりまして、債権所管部における事務負担の軽減を図ってきたところでございます。

●波田大専委員 財政局管財部で、各部局が適切な債権管理が行えるように様々な取組をされてきたとのことでした。

札幌市では、平成24年度に札幌市債権管理条例を制定しました。制定前の平成23年度の一般会計、特別会計を合わせた収入未済額は約300億円と聞いております。

先ほどのご答弁では、令和5年度は約152億円であったことから、半分程度まで減少しており、管財部による債権所管部への支援によって一定の成果が出ているものと認識しております。

しかし一方で、近年の定期監査の報告書によりますと、債権管理について長期間催告が行われていない未収債権や、消滅時効期間が満了しているにもかかわらず、回収困難性の判断に基づいた債権の放棄などの手続の実施に至っていない未収債権が散見されたとの指摘を受けている部局もあるなど、全庁的には、まだ適正な債権管理がなされているとは言えない現状があります。

そこで質問ですが、債権管理のさらなる適正

化に向けて、財政局管財部で今後どのように取り組んでいかれるのかお伺いいたします。

●北川管財部長 債権管理の適正化に向けた今後の取組についてお答えをいたします。

適正な債権管理は札幌市の財政基盤の安定化に資するとともに、市民負担の公平性の観点からも重要であり、近年の定期監査におきまして、債権管理について指摘を受けているといったことを重く受け止めているところでございます。

債権所管部では、担当職員が十分な知識を有していない場合や、個々の債権ごとに判断が難しい事案が発生することなどにより、事務が停滞することが見受けられる場合もございます。

そのため、管財部といたしましては、債権所管部に対して、個々の債権の性質や現場の実態を踏まえた課題分析、出前型の研修を実施していくなど、債権所管部の声も聞きながら、これまで以上にコンサルティング機能を発揮して、債権管理の適正化に努めてまいりたいと考えてございます。

●波田大専委員 債権管理の適正化は、どの自治体でも課題となっております。他都市の取組事例でございますけれども、例えば大阪市では、10名以上の市職員と非常勤嘱託職員の弁護士で構成される市債権回収対策室を設置し、全庁的な債権回収の目標設定や進捗管理に取り組みながら、未収金の回収状況をおおむね3か月に1回市のホームページで公表するなど、徹底した対応を行っているとのことでございます。

札幌市においても、債権管理の取組の在り方について、他都市の事例なども研究をしながら、絶えず改善を図っていただくことを要望いたします。私の質問を終わります。

●山田洋聡委員 私からは、予算査定の考え方と事業の見直し、再構築について伺います。

まずは、予算査定の考え方についてです。

我が国日本は、いろいろな世代や人が支え合って成り立っている社会でございます。現役世代が一生懸命お仕事をして納めた税金や社会保険

料などで、次世代の子供たちや、これまで一生懸命国づくりをしていただいた皆様を支えていると、そういうことになっております。

そして、目の前にお預かりしている大事なお金、現役世代が働いていただいて納めていただいた大事なお金を使って事業を行っているのが行政ということになります。

当たり前のことではありますが、そのような視点において、やはり重要な核となるのは、財政をつかさどる皆さんだというふうに思います。

適正な予算執行にもっと危機感を持たなければ、現役世代を中心に納税している市民国民が納得をするはずがありません。現に、私自身も、これまでの議員活動を通じて知り得た予算執行状況については疑問を持つことがとても多い状況であります。

自分のお金ではないと、こんなにも簡単に、本当に重要と思えること以外に使えてしまうのかと思うことが多々ございます。自分のお金なら、もっと慎重に結果を求めて使いませんか。ぜひとも皆さんには問いかけをしてみたいというふうに思います。

これまで、予算にこだわってたくさんの情報収集をしてまいりましたが、優先順位の高い低いについて、札幌市として、いま一つ一貫性があるようには思えません。

自助、共助、公助をもっと明確に示し、本当に公助を必要とする方々には、行政が行政たる役割を、そして民間の方々が事業として担っていただける役割については委ねる、これをしっかり切り分けた中で予算配分を執行していく必要があると考えます。

そこで質問ですが、財政局が、各部局から上がってきた予算要求の中でどのような基準を持って予算査定をしているのか伺います。

●生野財政部長 予算査定の考え方について、お答えをいたします。

札幌市として政策的判断が必要な事業につきましては、アクションプラン2023の策定時に全事

業の検討を行いまして、その時点で、計画期間の5年間で優先順位が高いと判断した事業を計画に計上しております。

毎年の予算編成におきましては、各事業部局がこの計画に計上された事業について、社会情勢に応じた見直しや再構築を行った上で財政部に要求がされております。

財政部では、その要求に対しまして、事業の必要性や効果が妥当か、官民の役割分担の整理が適切か、サービス水準、事業規模などが妥当か、効率的に事業を実施できるか、この四つの視点を基本として、改めて査定を行っております。

また、経常的な経費につきましては、原則として、各局が自らの局の予算枠の範囲内において一定の裁量を持って事業を構築した上で要求がなされまして、財政部といたしましては、その要求を尊重し、内容の確認、調整を行っているところです。

そのほか、アクションプラン策定以降に新たに生じた行政課題に対応するための事業、これらの事業につきましては、枠外での積み上げによる要求を認めておりまして、先ほどの四つの視点に加えまして、費用の妥当性についても詳細に精査をしているところです。

このように、毎年の予算編成では、経費の性質に応じてメリ張りをつけた査定を行っておりまして、必要な事業にしっかりと資源を配分し、行政が実施すべき事業について、最少の経費で最大の効果を生み出すことができる予算となるように努めているところでございます。

●山田洋聡委員 私の方から、一貫性があまりないように思うということをお話しさせていただいた中では、しっかり5年の計画をもって整えているという話がありました。

本当に必要であるというものには必要だというのは、そのとおりだと思いますが、本当にたくさん事業を査定されている中で、より厳しい目でしっかり査定をしていただきたいというふうに思います。

次に、事業の見直し、再構築についてです。

これまでも、事業の見直し、再構築については、度々質問させていただいているところであります。

財政局としては、インセンティブ制を用いて、見直し、再構築を進めているという旨の答弁があり、令和5年度よりも令和6年度の成果が高かったということでありました。

毎年、財政局長から各局長等に通知される予算編成方針においては、年々見直しに対するトーンが上がっていているということが見てとれますが、肝腎の事業部局にはどの程度伝わっているのかということは疑問があります。

予算編成方針では共通して、今、先ほど答弁にもございましたが、四つの視点として、必要有効性、担い手、事業水準、効率性を掲げ、令和5年度の予算編成方針においては、既存事業についても四つの見直しの観点からゼロベースで見直しを行うこととし、令和6年度では、全ての事業について、指標を用いた客観的な効果検証を行うとともに、想定した効果が見込まれない事業や事業効果が不明確な事業について、各局において主体的に四つの観点からゼロベースで見直しを行うことと効果検証について強く言及をされ、令和7年度では、別途財政部から発出している指標に基づく事業効果の検証見直し一覧表を活用の上、指標に基づいた客観的な効果検証を行うとともに、想定した効果が見込まれない事業や事業効果が不明確な事業についてはゼロベースで見直しを行うことと、財政局側で一覧表をわざわざ用意をして、さらに推進させる強い意思が感じられます。

先ほど、査定の基準について質問いたしましたが、財政局が主体に見直し、再構築を進めることも、全体を見通せる役割としては必要な場面もあるのではないかとこのように考えます。

ここで質問ですが、令和7年度及び今後の事業見直し、再構築について伺います。

●生野財政部長 令和7年度及び今後の事業の見直し、再構築について、お答えをいたします。

令和7年度予算の編成におきましては、アクションプラン2023で示しました事業見直しサイクルの確立のため、委員ご指摘の、指標に基づく事業効果の検証見直し一覧表、これの作成と、インセンティブ制度によりまして、全事業について事業部局における自主的な見直しを推進するとともに財政部からの事業の見直し、再構築に向けた助言、指導も行ったところでございます。

この取組の結果、各事業部局におきまして、事業費ベースで約12億6,000万円、うち一般財源で約8億6,000万円の見直しがなされまして、見直しに対するインセンティブを含めました約9億8,000万円、これを活用しまして、各部局において、より効果的な事業の再編や再構築がなされたところです。

今後も、事業部局の自主的な見直しを積極的に後押しするとともに、事業見直しサイクルの確立に取り組んでまいりたいというふうに考えてございます。

●林清治委員 私からは、今後の財政運営について、若干質問させていただきます。

先般の代表質問においても聞いているところなんですけど、また再度、簡潔に質問していきたいなというふうに思っております。

まず、1点目は、一般財源の今後の見込みについてということでお聞きいたします。

2025年度予算案は、定額減税の終了もあり、市税収入が前年度比258億円増の3,723億円と、増加したということでございます。

一般財源総額も、財政調整基金繰入金を除くと、前年度比で206億円増の6,137億円となっております。

一般財源が増えていますが、これは、障がい福祉費や児童福祉費などの扶助費が前年度比362億円増の4,185億円となっていることから、必要な経費の一部が地方交付税で算定されることが一般財源増加の大きな要因であり、必ずしも自由に使えるお金が増えているわけではないというふうに聞いています。

今後も、この扶助費や公共施設の更新需要が増加することで、そういうことが予想されることから、必要な経費は増えていくことが懸念されております。それに対して、市税も含めた一般財源が今後どうなっていくのか、生産年齢人口の減少により、今後の一般財源の増加に過度の期待はできない状況、その中で、今後の見込みが気になるところであります。

そこで最初の質問ですが、市税などの一般財源の今後の見込みについて伺いたいと思います。

●生野財政部長 一般財源の今後の見込みについてお答えをいたします。

アクションプラン2023におきましては、令和9年度までの計画事業費と財源をお示ししました中期財政フレームと、30年間の長期的な財政見通しを策定したところです。

この中期財政フレームに令和7年度予算を反映した試算におきましては、近年の税収の増加傾向や扶助費の増などによります地方交付税の増加が見込まれているというところでありまして、少なくとも令和9年度までは一般財源が増えていくものと想定をしております。

しかしながら、30年間の長期的な財政見通しにおきましては、再開発事業による固定資産税等の増加が見込まれますものの、人口減少による税収減や地方交付税減の影響によりまして一般財源は減少していくものというふうに見込んでございます。

●林清治委員 ただいまの答弁で、市税などの一般財源については当面は増加するものの、人口減少に伴い、いずれは減少していくことが見込まれるというふうにあります。

税源涵養については、再開発による固定資産税などの増加を見込んでいるという答弁もあったところではありますが、さらに、これにGXを含め、企業誘致などの取組、そうしたものによる投資的な取組を積極化していくことで、さらに税源を増やしていく、その取組も必要になってくるのかなというふうに思っております。

一般財源が減少する一方で、扶助費や、先ほど熊谷委員からの質疑にもあったとおり、公共施設の更新などの財政需要が増大することで様々な施策のサービスの維持が困難になることが想定されてくるのかなというふうに思っております。

必要な市民サービスを維持向上させていくことは大変重要なことでありますが、中長期的には、事業によって、縮小・廃止も含めた見直しを検討しなければならないものも出てくるというふうに思います。

特に、本市の独自事業については、将来の在り方を市民に提示し議論していくことが、これから大事になってくるというふうに考えております。

現在、国会においても、小学校の給食無償化、高校授業料の無償化なども議論が進んでいるところであります。これは我々も、今まで市にも要望を上げてきたものでありますから、しっかり見守っていききたいというふうに思っております。

この間議論してきました敬老優待乗車証、いわゆる敬老パスの見直しに関しては、時間をかけて議論はしてきたところでありますが、これはまだまだ市民全体の議論となっていない、理解が進んでいない、そうした一面もあります。これも、やはり札幌市の自主財源での事業、そうした部分を、やはりしっかりと周知をしていかなければ、これからいろんな問題が出てくるというふうに思っております。そうしたものも考えていかなきゃいけない。

そして、今後の公共施設の在り方についても、先ほども答弁がありましたけども、これは、全体の数はどうなっていくのか、各区の配置がどうなっていくのか、まだまだ市民には分かっていない。ただ市民の中では、将来的には公共施設が減っていくんでしょと、そういうイメージしかない。これは本当に、大変な問題になってくると思います。

そうしたものもやっぱりしっかり示した上で議論を重ねていかなければいけない、そのように強く思っているところでもあります。

そうした部分も含めて、その中で、利用者である市民の意見もしっかり聞いていかなければいけないのかなというふうに思っております。

人口減少、少子化、超高齢社会が進展しております。変化にしっかりと対応し、持続可能な札幌市を若い世代に引き継いでいくためには、たとえすぐに結論が出ない課題だとしても、今から検討をしていくことが必要だと考えております。

そこで、次の質問ですが、人口減少などの社会の変化に対応して、持続可能な財政運営をどのように進めていくのか伺います。

●生野財政部長 持続可能な財政運営についてお答えをいたします。

中長期的な視点で財政運営を考えますと、人口構造や社会経済情勢が変化する中でも、一定の市民サービスを維持していく一方で、やはり事業や施設の縮小・廃止を含めた見直しを進める必要があると認識をしております。

そのため、アクションプラン2023における財政運営の取組といたしまして、持続可能な施策の在り方の検討を掲げておりまして、現在、除排雪やごみ処理など、人口減少により大きな影響を受け受けると考えられる施策について、より長期的な視点で検討を進めているところです。

また、人口減少を見据え持続可能な公共施設マネジメントの推進にも取り組んでおりまして、公共施設の計画的な保全と長寿命化による更新需要の平準化や、更新時における集約・複合化、さらには施設の総量規模の適正化などによりまして、更新費用の縮減に努めているところでございます。

今後も、関係する部局とともに、これらの取組を着実に進め、持続可能な財政運営に努めてまいりたいと、このように考えてございます。

●林清治委員 ただいま答弁いただきまして、持続可能な財政運営を進めていくための考え方ということであったというふうに思います。

幾つか懸念もあり、述べていきたいこともまだありますが、これまで議会で議論してきたこの

財政状況や今後の財政運営などが、やっぱり市民に伝わっていない、このことが一番の課題だというふうに思っております。

これまでも、我が会派からの提言などを含めて、市民に分かりやすく周知していく「さっぽろのおサイフ」などもやっていただいているところでございますが、まだまだこれから工夫しながら、札幌市の現状はこうなんだと、将来展望はこうなるんだということを、しっかり分かりやすく提示して議論の中に参加していただく、そうしたことも大事だと思います。

また、市民生活に関わる施策の企画及び実施も、スピードが必要なものがどんどん増えてきております。この近年の物価高騰対策、または子育て支援、働き手確保など、市民生活を守るために急いでやらなきゃいけない課題が増えてきているというふうに思います。

私たち議員も、これから、今日から始まったこの予算特別委員会の中でも、様々な議員から様々な声が出てくるかと思えます。そうしたものを各部局とも話していても、アクションプランにない事業はなかなかできない、財政局がなかなかうんと言わない、だからできない、そうした声がよく聞かれます。それは多分、各部局の財政局に対するお願いの仕方、要望の仕方も、ちょっと駄目なところもあるのかなというふうには思っているところもあるんですが、しかし、やっぱり財政としてもしっかりと、この市民ニーズに応えるため、そうしたものには真摯に答えていただきたいというふうに思います。

そして、先ほど山田議員の質疑にあったとおり、アクションプランにない事業、これは本当に、時代の要請の中で当然考えていかなければいけない。先ほど答弁の中では、予算原局の各部局の中の予算の中でできるものはやっていきたいという答弁もあったんで、ちょっとほっとしたところなんです。そうしたものもしっかりと、これは財政から各部局に対して、このお金はこういうふうに使えばいいんだよというようなことをレク

チャーしながら、やっぱり市民の生活を守るために必要な施策を、スピードを上げて実行していく、そうした体制をしっかりとつくっていただきたいなというふうに思っております。

この後、今日、笠松局長とか石川副市長には聞きませんが、この後しっかりと市長も巻き込んで議論を進めながら、より市民サービスが充実したものになるように市政運営していただければありがたいというふうに思います。

これで質問を終わります。

●竹内孝代委員 私からは、建設工事の入札見積り期間の設定について質問をさせていただきます。

建設業法においては、建設工事の発注者が入札等を行うまでに、できる限り具体的な内容を提示し、かつ一定の見積り期間を設けることが義務づけられております。

これは、請負契約が適正に締結されるためには、発注者が受注予定者に対して適正な見積り期間を設け、そして見積り落とし等の問題が生じないように検討する期間を確保する、こうしたことによりまして、契約の締結に関する判断が適切に行われること、こうしたことを目的としたものであるというふうに承知をしております。

これについて、札幌市では、入札告示日から入札執行日までの期間の設定というものは、500万円以上の工事は5日以上、5,000万円以上の工事は10日以上の見積り期間を設けると定めており、実際の発注においては、2週間程度の見積り期間で運用しているというふうに伺っております。

工事の施工を行うに当たり、必要な費用の積算を適切に行うためには、こうした見積り期間の確保が重要であるというふうに考えますが、建設業における時間外労働の上限規制の運用、また、週休2日制の普及など、働き方改革が進みつつある昨今においては、札幌市が現在設けている見積り期間では十分ではないといった、事業者の方々や業界、団体からの要望が、我が会派にも寄せられているところでございます。

これまでの見積り期間の考え方では、適切な見積りを行うに足るだけの時間の確保は難しくなっているというふうに懸念をしております。

こうした中においてお聞きしましたところ、建設業では専門工事の分業化が一般化しており、入札金額の積算に際して、元請から下請へ見積り依頼を行う場合が多く、さらには、下請からいわゆる孫請へ見積り依頼を行うケースも少なくないということから、札幌市では一部の工事において見積り期間の延長を行っているケースもあるというふうに伺いました。

そこで質問ですが、令和6年度の札幌市の工事発注において、見積り期間を延長して入札を行った案件の件数、また全体に占める割合について伺います。

●北川管財部長 建設工事の見積り期間を延長した入札の状況についてお答えをいたします。

今年度発注した工事809件のうち、見積り期間を標準のスケジュールよりも延長した案件は43件であり、その割合は5.3%となっております。

なお、見積り期間を延長した案件は、見積りを下請に外注している比較的大規模な建築工事や設備工事などを対象としたところでございます。

●竹内孝代委員 809件のうち43件と、工事全体の約5.3%と大規模な工事が主であるという答弁でありましたが、まだまだ少ないのではないかなという印象を受けます。

昨今の札幌市の工事等の入札執行におきましては、一部の工事などで入札を行っても、応札者が現れないなど、入札が不調に終わるケースもあるというふうに聞いております。この原因には、労働人口の減少に伴い、人手の確保が難しいといった理由もあるかと思えますけれども、働き方改革が進められる中、見積りに必要な期間が不足することによって、適切な積算を企業が行うことができず、結果として入札参加を見送る、そういったケースもあるのではないかなというふうに考えます。

そこで質問ですが、社会のインフラ整備を担

う建設業に従事する人材を今後も安定して確保していくためには、働き方改革の取組を着実に進める必要があります、その取組に資するためにも、これまで十分とされていた見積り期間の延長を拡大させる必要があるというふうに考えますが、今後どのように取り組むのか伺います。

●北川管財部長 今後の取組の方向性についてお答えをいたします。

建設業を対象とした時間外労働の上限規制の適用や、週休2日制の普及などの働き方改革に対応していく上で、適正な見積り期間の確保は重要であり、このことは、昨年成立しました第三次・担い手3法の目的の一つである担い手の確保にも資するものであるという認識でございます。

建設工事における標準見積り期間の延長に向けては、次年度以降、可能なものについては、できる限り期間を延長するとともに、早期発注や工期平準化などの要望にも配慮しながら、年度内の全体の工事発注スケジュールを見極めながら具体的な検討を行ってまいりたいと考えてございます。

●竹内孝代委員 適正な見積り期間の確保が重要であるということ、また、建設工事における標準の見積り期間の延長に向けて、具体的に検討を行いたいという答弁をありがとうございます。

全国的な人手不足の課題が顕著となる中、建設業の人手確保のためには、働き方改革など、待遇改善につながる取組が重要であります。

こうしたことを後押しするためにも、標準見積り期間延長のまず早期実現、これに向けた検討を精力的に進めていただくこと、また、延長可能なものはできるだけ延長を行うといった柔軟な運用を求めまして、建設業が抱える様々な課題に寄り添った入札制度の改善を要望して質問を終わります。

●ふじわら広昭委員 私からは、6項目質問いたします。

1項目めは、基金の運用について、2項目めは、昨年の決算特別委員会で検討すると答弁した

項目の進捗状況について、3項目めは、最低制限価格の引上げについて、4項目めは、工事契約における電子契約の導入について、5項目めは、設計変更について、6項目めは、総合評価落札方式の取組と発注部局との連携についてです。

初めは1項目め、基金の運用についてです。

最初の質問は、基金現金の管理についてです。

札幌市は、1964年3月、条例第6号 札幌市基金条例を施行し、当初、基本基金、病院基金、奨学基金など、七つの基金で始まりましたが、現在、将来の市債償還の財源を積み立てている減債基金をはじめ、25の基金を有しており、その残高は2023年度末で、基金現金だけでも約5,000億円規模に及んでおります。

将来の財政需要に対する備えとして顕著な積み上がりとなっている札幌市の基金でありますけれども、約5,000億円規模に及ぶ、言わばこの貯金については、適切な管理が求められると思います。

そこで質問ですが、札幌市の基金現金の管理はどのような考え方に基づいて行っているのか、まず伺いたいと思います。

●生野財政部長 基金現金の管理についてお答えをいたします。

札幌市で保有しております基金は、地方自治法や札幌市基金条例の規定に基づきまして、确实かつ効率的で元本が保証される方法によって管理運用をしております。

このうち、基金現金につきましては、一時的に、一般会計及び特別会計に貸し付けまして、その会計の資金融通に活用する繰替運用というものを行っておりまして、これによりまして外部金融機関からの一時借入金の抑制を図っているところでございます。

この繰替運用のほか、国債や地方債といった債券や預金による運用も行っているところでございます。

●ふじわら広昭委員 質問の2点目は、基金現金の運用実績についてです。

基金が生み出した運用益は、基金の元本に積み立てられるほか、例えば奨学金支給の事業をはじめとして、札幌市の各事業の財源として活用されており、貴重な歳入として役立てております。最近では、金利が上がっていることもあり、基金の運用益の増も期待されます。

そこで質問ですが、札幌市の基金現金の運用実績はどのようなになっているのか伺いたいと思います。

●生野財政部長 基金現金の運用実績についてお答えをいたします。

基金現金による運用につきましては、一部の個別運用を除きまして、各基金を一括して共同運用しているところです。

具体的には、運用期間が1年以上となります長期運用と、運用期間が1年未満となる短期運用の2種類に分けております。

直近の令和5年度実績といたしましては、長期運用の運用益が17億5,200万円ほどで、短期運用の運用益は500万ほどでございました。

●ふじわら広昭委員 質問の3点目は、昨今の金利上昇に伴う影響についてです。

およそ1年前となる2024年3月19日に、日銀はマイナス金利政策を解除し、それまで数年間続いていた異次元の低金利の状況から、債券市場の金利は上昇を始めております。

金利が上がると債券の簿価は下がりますが、かつての低金利時に購入した債券は、仮に途中売却を行った場合には、金利による影響を受けて損失が生じるおそれが懸念されます。

そこで質問ですが、札幌市が行っている基金の運用の中で、元本割れであったり、運用による損失が生じることはあるのか、この点について伺います。

●生野財政部長 基金現金の運用による元本割れや損失のおそれについてお答えをいたします。

共同運用を行います基金現金につきましては、毎年度、各会計の資金繰りを勘案いたしまして、外部金融機関からの一時借入金の抑制となる繰替

運用の所要額を算出して運用をしております。それ以外の基金現金については、債券や預金による運用を行っているところであります。

この債券運用につきましては、基金条例で元本が保証された確実な運用が求められておりますことに基づきまして、資金需要を精査した上で満期まで持ち切れることを前提としておりまして、基金の元本が損なわれることはないというふうに想定をしております。

●ふじわら広昭委員 要望を申し上げて、次の質問に移りたいと思います。

地方自治法第241条、また、札幌市の基金条例の第6条に基づいて運用しているということでありまして、特に短期の運用につきましては、13基金がその対象としているわけでありまして、運用利率などをしっかり見極めて運用していくことを求めていると思います。

次は2項目め、昨年の決算特別委員会で検討すると答弁した項目の進捗状況についてです。

最初の質問は、フレックス工期、余裕期間制度についてです。

昨年の決算特別委員会で、工事管理室長は、今年度において、事業者に対して、制度を利用しやすい余裕期間、フレックス工期の設定、あるいは工事内容などについてアンケート調査を実施しており、対象工事の拡大に向けた検証を進めているとの答弁がありました。

そこで質問ですが、対象工事の拡大に向けた検証結果と、新年度からの取組について伺います。

●高桑工事管理室長 フレックス方式の対象工事の拡大に向けた検証結果と新年度からの取組について、お答えをいたします。

まず、対象工事拡大に向けた検証結果についてですが、フレックス方式については、平成29年度に試行要領を策定して以降、対象工事の受注者に対するヒアリングや関係部局との実施効果の共有、適用に向けた協議などを適宜実施しながら対象工事を拡大してきたところでございます。

令和6年度には、札幌市競争入札参加者名簿に工事で登録している事業者に対してアンケート調査を実施し、225社から回答をいただいております。

調査の結果、回答者の8割から、フレックス方式の適用により入札に参加しやすくなったとの回答を得たほか、資機材の準備や技術者の配置調整などにメリットがあることが改めて確認できたところでございます。

さらに、多くの受注者にとっては、余裕期間がたとえ数日間であってもメリットがあることが、新たに確認できたところでもございました。

次に、新年度からの取組についてお答えをいたします。フレックス方式の適用については、地域の要望による工期の制約、除雪体制への影響などにより困難な場合もありますが、令和7年度からの取組といたしましては、アンケート結果を踏まえ、余裕期間が短くても適用可能な工事については全てフレックス方式を適用できるよう、関係部局と連携を図りながら、活用拡大に向けて取り組んでまいりたいと考えてございます。

●ふじわら広昭委員 昨年の決算特別委員会でも、地元の様々な状況による関係ですとか除雪の関係などを含めた、そうしたものを除外して、それ以外のものは全てこのフレックス工期にすべきだという、これを取り入れたことについては一定の評価をしておきたいと思います。

次は、昨年、下水道の管更生でも指摘しましたが、使用機械の高圧洗浄車及び下水道本管用テレビカメラの自社保有及びファイナンスリースと、それ以外のリースに対する車両の確認方法についてです。

管財部長の答弁は、リース料は対象機器の販売価格に利息を加えた総額であり、リース料総額の支払いが完了するまで中途解約が認められないことから、企業会計基準上も売買と同じ会計処理となっているので、ファイナンスリースとそれ以外の長期リースの区別に関して、検証書類の確認により適切に対応したいということでありました。

そこで質問ですが、自社保有及び長期リース契約と、それ以外のリース契約を確認する提出書類の見直しをすべきと思いますが、いかがか伺いたいと思います。

●北川管財部長 自社保有やリース契約を確認する提出書類の見直しについてお答えをいたします。

総合評価落札方式の一部の型式における評価項目、主要建設機械の保有状況の審査に当たっては、落札候補者に、1点目、売買契約書またはリース契約書、2点目として、対象建設機械の検査の履行を確認できる書類の写し、そして、3点目として、対象要件が確認できるカタログ等の写し、以上の3点の提出を求めているところでございます。

また、車検証の確認が必要な建設機械につきましては、自動車検査証記録事項の確認も徹底することにより、契約形態だけではなく車両登録の実態の確認も行い、これらの挙証書類によって建設機械保有状況は適切に把握できているものと認識をしてございます。今後も挙証書類の確認を徹底いたしまして、適正な審査を行ってまいりたいと考えてございます。

●ふじわら広昭委員 現在は少し改善されておりますけれども、やはり、これまでは売買契約書、またはリース契約書のどちらかを提出させていたと思うんです。

私は、昨年の決算特別委員会におきましても、今、部長の答弁のありました車検証、またリース契約書、この二つをセットで受注した企業に提出を求めていかなければ駄目なわけなんですね。そこを、新年度以降、しっかりとチェックをしていただきたいというふうに考えておりますので、その辺の取扱いをお願いしたいと思います。

質問の3点目は、管更生工事を受注する企業の資格保有者の人材育成と人材確保についてです。

本日は、下水道河川局の菊池管路担当部長に出席をいただいておりますので、部長から答弁を求めたいと思います。

今年1月に、埼玉県八潮市の下水道管損傷事故がありました。いまだ安否が確認されていないトラック運転手が一日も早く発見、救出されることを願っています。

今後、今回の事故をきっかけに、国土交通省の下水道工事に対する基準などの見直しが想定されます。現在、全国で下水道の管更生を行う企業は独自の基準をつくり、下水道管内部の検査・点検と保守作業で下水道管の耐久性を高める取組を実施しています。

昨年10月の答弁で、管路担当部長は、資格保有者の確保と現場への常駐については、品質向上の観点から有効と考えられますが、事業者の大きな負担となることが懸念されるので、業界団体の意見を丁寧に向い、検討をしたいということでありました。

そこで質問ですが、業界団体からはどのような意見が出され、札幌市として今後どのように取り組む考えなのか伺いたいと思います。

●菊池下水道河川局管路担当部長 下水道の管更生工事における資格保有者の確保と現場への常駐について、お答えいたします。

有資格者の主任技術者の確保につきまして、昨年12月24日に、札幌建設業協会、札幌環境維持管理協会など4団体に対しましてアンケートをお願いし、現在、各事務局において取りまとめを行っていただいております。3月7日までに回答いただく予定としておりまして、今後、業界団体の皆様からいただきましたご意見を踏まえ、しっかりと検討してまいりたいと考えております。

●ふじわら広昭委員 やはり、物を作っていくためには、国のいろいろな法律やルールがありますが、自社保有やリース契約を確認する提出書類の見直しをすべきと思いますが、いかがか伺いたいと思います。

やはり、業界はしっかりと仕事をしたいということを、先ほども申し上げたように、自主的にルールや技術を定めてやっているわけがあります。

ですから、こうした技術者、札幌の登録している業者の中にもかなりの業者が有資格者を確保していると思いますので、そのアンケートに基づいて、できるだけ早く、その業界のほうにも有資格者を確保できるような取組を促していただきたいというふうに思います。

そして、これは財政の方にも関わるんでありましょうけども、要望として、現状は、資格保有者は0.5点の加算、ない場合には0点というふうになるわけですが、やはりこれを、有資格者がいる場合には、やっぱり1.0にしていこうようなことをしなければいけないのではないかというふうに考えておりますので、こうした取組についてもしっかり検討をしていただきたいということを求めています。

4点目は、役務3業種の社会保険料の納入証明についてです。昨年、管財部長の答弁は、今後、入札時提出書類を含め、他都市の状況を調査し、関係業界と意見交換をし、より効果的な制度となるよう検討したいということでありました。

そこで質問ですが、これまで、関係団体とどのような意見交換を行い、今後どのように取組を考えているのか伺いたいと思います。

●北川管財部長 役務3業種の社会保険料の納入証明についてお答えをいたします。

これまで、関係業界に対しまして、意見交換の際に不良不適格業者の排除について取組の拡充を図る旨、説明をしてきているところでございます。

新たな事務負担を伴うことから、今後、具体的な案を提示いたしまして、関係業界の理解を得た上で、なるべく早期に実現できるように努めてまいりたいと考えてございます。

●ふじわら広昭委員 現在も、定時登録の際には社会保険に加入しているかどうかという証明書を提出していただいているんですけども、やはり私どもの会派に相談されるのは、お給料から社会保険料を引かれているんですけども、退職した際に、後で分かったときに、会社がそれを運転資金に運

用して、社会保険事務所などに支払いをしていなかったと、そういうことが事実、出てきているわけでありまして、こうしたところは少ないわけでありまして、しっかりと、働く方のそうした社会保障を守っていくためにも、市がしっかりと確認を入札時においてもできるように取組を求めていると思います。

次は、大きな3項目めの、最低制限価格の引上げについてです。

最初の質問は、最低制限価格の引上げ率及び引上げ項目についてであります。

私どもの会派は、10年以上前から、国の基準とは別に、札幌独自に最低制限価格の引上げをすべきと議会で取り上げてまいりました。

さきの代表質問では、人材の確保、教育にかかる費用やDX関連経費など、ここ数年で新たな経常的なコスト増となった項目があり、これらについて、最低制限価格に適切かつ速やかに反映すべきものと認識をし、建設業及び測量や設計などの委託業務についても、新年度から最低制限価格を引き上げるとの答弁がありました。

最低制限価格は、先ほど触れられておりましたけれども、直接工事費、現場管理費、共通仮設費、一般管理費で構成されております。

そこで質問ですが、先ほど、建設業などの引上げなどについての答弁がありましたけれども、あわせて、測量や設計などの最低制限価格の引上げは、それぞれの経費をどの程度引き上げるのか、また、引上げに要する予算は、新年度予算案の工事費及び測量や設計費の中で対応可能なのか、まず伺いたいと思います。

●北川管財部長 建設業及び測量や設計などの最低制限価格の引上げについてお答えをいたします。

工事につきましては、一般管理費等の算入率について、70%から75%に引き上げることとして準備を進めているというところでございまして、あわせて、委託業務である測量、地質調査、土木・橋梁設計及び建築・設備設計につきましては、

諸経費または一般管理費等の算入率について、いずれも2ポイント引き上げることとして準備を進めているところでございます。

また、工事において、最低制限価格の設定上限を92%から94%に引き上げることとしていることに併せまして、委託業務におきましても同様に、設定上限を94%に引き上げることとして準備をしているところでございます。

これらの最低制限価格の引上げにつきまして、予定価格自体に影響を及ぼすものではないことから、新年度の予算案の工事費や測量設計費に影響を及ぼすものではないと判断をしているところでございます。

●ふじわら広昭委員 新年度予算に影響を及ぼさないものということは、いわゆる入札差金の中で活用していくというふうに理解をしておきたいというふうに思います。

そこで質問ですけれども、今回の引上げ率の詳細について改めて伺いたいと思います。

●北川管財部長 今回の引上げ率の詳細ということでございます。

工事におきましては、業界団体からのヒアリングによって得られた、ここ数年で新たに経常的なコスト増となった項目のコスト増の度合い、程度から、一般管理費等の算入率を5ポイント引き上げるとともに、設定上限を2ポイント引き上げるべきものと判断をしたところであります。

これによって、平均落札率が約0.8ポイント上昇する見込みとなっております。

この工事におけるコスト構造の変化は、測量や設計などの委託業務についても同様であるといった認識に立ちまして、委託業務においても工事と同様の効果が生じるよう試算をした結果、諸経費または一般管理費等の算入率について2ポイント引き上げることにより、委託業務の全体の平均落札率についても、約0.8ポイント上昇する見込みでございます。

●ふじわら広昭委員 要望を申し上げて、次の質問に移りたいと思います。

人手不足や人材の確保というのは、もう既に10年前から問われていた問題であります。

今回の引上げは、一定の評価はするものの、できればもう少し早く決断をして実行すべきであったのではないかとことを呈しておきたいと思います。

今後は、議会で指摘や改善を求める質問などについては、スピード感を持って決断をして実行されることを強く求めておきたいと思います。

次は、大きな4項目めの、工事契約における電子契約の導入についてです。

電子契約は、紙契約書が不要となるため、書類などの保管コストが削減されることや、契約書に収入印紙が不要となることのほか、発注者の契約担当部局へ契約書などの書類を持参する手間がなくなるなどといったように、受注者のみならず、発注者にとっても様々なメリットがあります。

このため、新型コロナウイルス感染症以降、全国的に導入が進んでおり、北海道開発局や北海道のほか、道内では旭川市、室蘭市、紋別市、北見市などの自治体でも導入されております。

このような状況であるため、当然、札幌市でも導入の検討が進められており、2023年決算特別委員会において、我が会派の篠原委員の、競争入札参加資格登録の簡素化や電子化についての質問に関連して、管財部長から、将来的な電子契約の導入に向けた検討を行っているとの回答がありました。

この回答から1年5か月が経過しておりますので、相当検討が進んでいるのではないかと思います。そこで質問であります、工事契約における電子契約の導入について、現在どのような検討が進められているのか伺いたいと思います。

●北川管財部長 工事契約におけます電子契約の導入の検討状況についてお答えをいたします。

電子契約の導入につきましては、現在、内部でプロジェクトを立ち上げて検討しているところでございます。具体的には、他都市の導入状況や手法の調査、事業者側の負担、また、多岐にわた

る規定などの改正の要否など、課題の整理を進めているところでございます。

●ふじわら広昭委員 1年5か月かかってその程度だとすれば、なかなか検討するのに時間をかけているというふうにしか理解ができないわけですね。再質問いたしますけれども、やはり工事契約における電子契約については、先ほども述べたとおり、双方にメリットがあるわけであります。特に、札幌市では、化石燃料からクリーンエネルギーに転換し、脱炭素社会を構築するGX、グリーントランスフォーメーションを推進しておりますので、CO₂の削減やペーパーレスといった観点からも電子契約は有効であると考えます。

また、札幌市では、DX、デジタルトランスフォーメーションを推進し、行政サービスの徹底的なデジタル化を目指しておりますので、デジタル化による業務の効率化や企業の利便性向上などの面からメリットがあると思います。

工事契約における電子契約については、先ほど述べたとおり、国やほかの自治体でも既に導入されており、お手本となる事例があるわけで、札幌市で導入できないはずがありません。

そこで質問ですが、工事契約における電子契約については、CO₂の削減や業務の効率化など、札幌市にとっての重点的な施策につながる取組でもありますので、早急に導入すべきと考えますが、いかがか伺います。

●北川管財部長 工事契約におけます電子契約の早期導入についてお答えをいたします。

電子契約の導入により、事業者の来庁する負担の軽減や、職員の事務効率化につながる効果は大きいものと認識しております。

札幌市全体の情報インフラやネットワークセキュリティの整備状況に合わせて、引き続き検討を進めてまいりたいと考えてございます。

●ふじわら広昭委員 札幌市のイントラネットとか、そういう話をしましたけれども、私も議会の中で札幌市の基幹システムの問題について、この間取り上げてまいりましたが、今、国が一

元化をしようとしている、特に政令市のような大都市は、令和7年度じゃなくて令和9年度末までにそれを整備するようという変更が出されているわけです。

しかし、やはり、こういう双方にメリットがあるものについて、その3年後もしくは4年後になるイントラネットの整備に合わせるということは、私はちょっといかがなものかというふうに思うんです。やはり、多少お金がかかっても、そうしたシステムを今、先行すれば、そんなに時間がかからないで立ち上がれるわけです。そして、また、そういう国の一元化したパッケージの基幹システムときには、もうゴールが分かっているわけですから、それに合わせた対策をしていくべきだというふうに思うんですけれども、もう少し早く実施するということはできないのでしょうか。改めて伺いたいと思います。

●北川管財部長 改めて、導入時期についてのご質問でございました。

電子契約の導入に関しましては、電子証明書のやり取りが伴うといったことから、札幌市全体のネットワークセキュリティの整備状況と合わせていく必要があるものと認識をしております。現在進められております札幌市の情報インフラ整備を踏まえまして、できるだけ早期に導入できるように、検討を進めてまいりたいと考えてございます。

●ふじわら広昭委員 札幌市の基幹システムのイントラネットの整備と、同時ということではなくて、それに先立って導入していただきたいということを、強く求めておきたいと思います。

この点の要望でありますけれども、いろいろ業界の方にもお伺いをしてまいりました。そうすると、工事契約などの書類の持参回数は、一つの工事につき、契約書交付、契約書提出、受渡し、請求の、最低でも3往復が必要だというふうに言われております。

標準的な工事のパターンで、設計変更が2回程度あることから、工事1件につき7往復が必要

となり、受注件数が年間仮に10件ある会社の場合は、年間70往復する計算となるわけであります。

会社では、特に入札繁忙期などにおいては、こうした対応に人員が割かれ、人材確保が難しい状況も重なり、対応に苦慮していると聞いているわけであります。電子契約については、こうした実態も十分に認識されて、時間をかけずに導入することを強く求めているとおもいます。

次は、大きな項目の5項目め、設計変更についてです。

1点目の質問は、設計変更の取扱いについてです。私は、札幌市発注工事における設計変更の取扱いについて、昨年の決算特別委員会において、設計変更を行う場合における施工の中止に係る手続について質問いたしました。

これに対し、工事管理室長から、札幌市工事施行規程において、工事設計変更を行う場合、変更に関わる範囲の工事を一時中止させ、契約内容の変更手続を終えた後でなければ受注者は施工することができないと定めているとの答弁がありました。一方、2021年10月策定の札幌市請負工事設計変更等ガイドラインでは、設計変更に伴う契約変更の手続は、その必要が生じた都度、遅滞なく行うものとする記載されております。

また、当ガイドラインでは、発注者は工事の施工を中止させた場合において、必要があると認められるときは、請負代金額または工期を変更し、一時中止に伴う増加費用を負担しなければならないと定められているわけであります。

しかし、現状では、設計変更を行う場合、正式な形で工事を中止する措置を取らず、設計変更の手続期間のような形で何日も工事を止めている事例が多いと聞いております。

また、受注者は、工事を止められている期間において、例えば現場で使用しているクレーンなどの重機の待機費用、そして敷鉄板などの仮設費、労務者や技術職員を保持するために必要な経費が増加しますが、正式な工事中止の措置が取られていないために、これらの経費を請求できない状況

になっているのが実態であります。

設計変更の都度このような運用がされれば、受注者にとっては大きな不利益を被ることになります。

札幌市工事施行規程第22条では、工事主任は工事の施工中において、設計変更、工期変更、そのほか、契約書または施行伺をもって定めた事項の変更を行う場合にあっては、契約内容の変更の手続を終えた後でなければ請負人に施工させることができないと記載されており、先ほど申し上げましたが、室長の答弁では、工事施行規程には、一定の範囲の工事を一時中止させるという文言は、この規程の中には一つも見当たらないわけです。それは、前回の答弁のときもそうだったと思うんですけど、いわゆる解釈論で、そうしたことを役所の側は行っているわけですが、議会や、事業者や市民が見たときに、契約の約款があって、その下に規程があって、ガイドラインがあるんですけども、約款とガイドラインにはそうしたものらしきものを書いてありますけれども、契約の施行規程の中には、一字一句、そうした工事を一時中断しなければならないというようなことが書かれていないんです。これは、お金のかからないことですから、内部で早急に判断していただいて、来年の4月から、新年度から簡単にできると思うわけであります。

まず、そうした視点に立って質問いたしますけれども、設計変更を行う場合の中止または一時中止については、工事施行規程と請負工事設計変更等ガイドラインの整合性を図るよう、早急に見直すべきと考えますが、いかが伺います。

また、設計変更が生じ、工事の中止または一時中止を行う場合には、速やかに手続を行うとともに、それに伴う増加費用などについて、受注者からの請求にきちんと対応するよう、工事施行規程、請負工事設計変更等ガイドラインに基づいた取扱いを行うよう、関係発注部局に周知を徹底していくべきと考えますがいかがか、まず伺いたいと思います。

●高桑工事管理室長 まず、設計変更を行う場合の中止または一時中止に関する札幌市工事施行規程と、請負工事設計変更等ガイドライン、この二つの整合性についてお答えをいたします。

施行規程は、工事等の施工に関して基本的な事項を定めているものであり、その中で設計変更を行う場合は、急を有するもの、または変更が軽易なものを除き、契約変更の手続を終えた後でなければ受注者に施工させることができないとしているところでございます。

それを受けて、ガイドラインでは、設計変更及び工事の一時中止に係る手続等を示しているものでございまして、受注者に施工させることができない事柄について、すなわち中止対象となる工事の内容や区域等を通知することとしているところでございます。

したがって、施行規程とガイドラインにおいて、設計変更の取扱いについての整合性は図られているものと認識しているところでございます。

次に、設計変更に関わる関係発注部局への周知徹底についてお答えをいたします。

設計変更に関わる手続については、施行規程やガイドラインに基づいた取扱いを行うよう、会議などにより関係部局に周知し認識の共有を図っているところでございまして、今後も内部研修を行うなど、引き続き周知徹底を図ってまいりたいと考えてございます。

●ふじわら広昭委員 全く現場の実情を踏まえていない答弁だと思います。

先般、管財部のほうから、令和5年度における工事や業務の設計変更の内訳という資料を提出いただきました。室長もご承知のとおり、当初設計額の20%以内の設計変更と、20%を超える設計変更と、あるいは1,000万以内の設計変更、あるいは1,000万円を超える設計変更とありますけれども、やはり1,000万円以上、あるいは20%を超えるというものは、提出いただいた資料では、20%超えのものは39件、5.6%、1,000万円超のものは106件、15.3%となっております。

それ以外は、それぞれ80%以上90%台となっているわけでありまして、先ほども申し上げましたように、いわゆる現場の中では、正式な形で工事を中止する措置を取らず、設計変更の手続期間のような形で、何日も工事を止められているんです。ですから、実際に受注者が設計変更に伴う不利益を被った負担を求めても、それを認めていないんです。それを、できないのであれば、今日、監査事務局もいますので、特別監査を、建設局や水道局、下水道局で実態を調べてもらうしかないんですけども、工事管理室長、もう少しちゃんと実態を踏まえた答弁というのはできませんか。

それによって、改めて今日は、監査事務局に今申し上げたことを正式に要請をしたいと思いたすけども、いかがですか。

●高桑工事管理室長 施行規程には、確かに、ご指摘のとおり、中止という文言は記されておりますが、繰り返しになりますけれども、それを意味するところの受注者に施工させることができないと表現されております。

これら二つについては、双方とも同じ意味として運用し、これまで行ってきたところでございます。

委員からご指摘いただいております、中止という文言がなければ、先ほど、文言の曖昧さがあるということで、誤解を招くという指摘でございますけれども、これまで運用している中で、そうした声は特段受けていなかったんですけど、今のご指摘を踏まえて、改めて発注部局等に確認しながら、必要に応じて見直しを行うなど、今後も適正に対応できるよう取り組んでまいりたいと、このように考えてございます。

●ふじわら広昭委員 この関係の質問はこの程度にしますけれども、今月中に水道局、下水道局、建設局のそうしたことが、工事を一度、中止なり中断をした場合、設計変更に応じていない件数というものを出示していただきたいと思いたす。

今月中に持ってこなければ、改めて監査事務

局に新年度特別監査を求めて、今申し上げた発注部局の設計変更に関わる取組をしっかりと調査をしてもらいたいと思いますけど、よろしいですか、室長。

●高桑工事管理室長 委員ご指摘の調査については、しっかりと対応してまいりたいと考えてございます。

●ふじわら広昭委員 それでは、今月中に資料を提出いただきたいと思います。

同じく２点目は、軽易な設計変更の上限額の引上げについてです。

札幌市では、北海道開発局や北海道と同様に設計変更のガイドラインを策定していますが、ガイドラインの策定の目的は、受注者の施工の円滑化と効率化でありますので、こうした工事現場への負担や、非効率となる内容を改善していく必要があると考えます。

札幌市においても、設計変更のうち、変更見込金額が請負代金額の20%以内で、かつ1,000万円未満のものを軽易な設計変更と定め、設計変更に伴う契約変更の手続を工期末に行うことができるとしております。

しかし、軽易な設計変更に相当する扱いについては、北海道開発局では特に記載がなく、当初、請負代金額の30%程度を目安としており、北海道では、30%または4,000万円と記載されております。土木工事などの特性として、施工条件と実際の現場の施工が合わないようなケースは多々ありますし、近年は資材や労務単価が急激に上昇していますので、軽易な設計変更の上限額を見直すことは、発注部局や契約部局の職員にとっても事務処理の負担軽減につながり、ひいては受注者の施工の円滑化と効率化にもつながると考えております。

昨年の決算特別委員会において、私は軽易な設計変更の上限について、撤廃や引上げを行うなど、早急に見直しを図るべきと質問をしました。

これに対して管財部長からは、軽易な設計変更の上限額は、工事の円滑な施工を確保する観点

から適切に設定する必要があると認識している、また、昨今の資材価格の高騰や設計労務単価の引上げの状況を踏まえ、国や他都市の動向を注視しながら、適切な上限額の設定について今後検討していくとの答弁がありました。

そこで質問ですが、昨今の資材価格の高騰や設計労務単価の上昇などを踏まえると、簡易な設計変更の条件について早急に引き上げるよう見直しを図るべきと考えますが、どのような内容で、いつから見直す考えなのか、改めて伺いたいと思います。

●北川管財部長 簡易な設計変更の上限の引上げについてお答えをいたします。

昨今の資材価格の高騰や設計労務単価の引上げ、本市における設計変更の内容を踏まえ検討した結果、現在、20%以内かつ1,000万円未満としている事前着手が可能な設計変更の範囲につきまして、令和7年4月1日以降、全ての案件について、20%以内かつ3,000万円未満とすることとして準備を進めているところでございます。

●ふじわら広昭委員 この件の要望を申し上げておきたいと思います。

今後も、こうした物価高騰などによっての影響が出てまいりますので、適宜そこを見直して、臨機応変に対応していただきたいと思います。

次は、最後の大きな項目６項目めの、総合評価落札方式の取組と発注部局との連携についてです。

最初の質問は、試行実施と本格実施の質的な違いなどについてです。

私は、これまでも、総合評価落札方式については、公共工事の品質確保の観点からも重要であるとの理由から、その本格実施とさらなる拡大を求めてきました。

2022年の決算特別委員会において、アクションプラン作成の都度５%程度アップする拡大ではなく、中長期的な視点に立ち、例えば今後10年後に、総合評価落札方式と成績重視型で、最低でも70%程度の目標値を設定し、企業にもそのための

準備をしていただくべきと申し上げてきました。

こうした中、札幌市は、2023年12月に、公共工事の品質確保として、工事成績点向上に向けたインセンティブの強化やダンピング対策の強化を図るなど、総合評価の本旨を軸に見直しを行い、これまで17年にわたり試行実施してきた総合評価落札方式を本格実施することにいたしました。

一方、第2次札幌市まちづくり戦略ビジョン・アクションプランでは、総合評価落札方式の目標値として、工事の競争入札に占める割合を2022年度の22%から、2027年度で25%としていますが、このアップ率は、前回のアクションプランと同様、5%にしかすぎません。

そもそも、2016年度に総合評価落札方式の型式を8種類に増やしてから長い期間経過しており、十分定着しているにもかかわらず、なぜ今回の変更点を加えてのタイミングで本格実施することとしたのか、また、試行実施から本格実施に切り替えるのに非常に長い時間を要したのはなぜなのか、甚だ疑問であります。対応が極めて遅いと思います。

そこで1点目の質問ですが、総合評価落札方式の試行実施と本格実施の質的な違いは何なのか、両者にどのような違いがあるのか、また、長年の試行実施の取組について、これまで総括的な評価をどのように行ってきたのか、評価内容と併せて、まず伺いたいと思います。

●北川管財部長 総合評価落札方式の試行実施と本格実施の質的な違いについてお答えをいたします。

公共工事の品質確保の促進に関する法律の趣旨に基づき検証を行いましたところ、試行実施においては、技術力の要素よりも価格の要素の割合が大きい落札結果となっていたと総括をしたところでございます。

このため、本格実施におきましては、より技術力を評価する方法としたことに加え、工事等成績に係る評価項目において、無段階インセンティブ方式を採用して、さらなる品質確保や競争性を

高めたほか、入札価格が調査基準価格を下回った場合に総合評価点を下げる制度を採用しまして、ダンピング対策の強化を図ったところでございます。

●ふじわら広昭委員 2005年に公共工事の品質確保の促進に関する法律が制定されたことを受けて、北海道開発局など国の機関では、2007年以降、ほぼ全ての工事において総合評価落札方式が適用されており、私はこれまで、札幌市においても、総合評価落札方式の本格実施と拡大を図るよう求めてきたところであります。

結果として、国から約15年遅れて札幌市が本格実施となりましたけれども、一方、競争入札に占める総合評価落札方式の割合は、先ほども述べましたように、2023年度における総合評価落札方式の件数は約160件でありましたので、5年間でアップということは、年間で1件から2件の増加にすぎず、これでは、本格実施というにはあまりにも程遠い状況であります。

これまでの建設業界などからの陳情、私どもや他の会派、そして、行政のほうにも陳情が、要望が出されておりますけれども、その中では、工事価格のみによる入札は同額でのくじりが多く、運任せであるために、技術に優れた企業が疲弊し、地域の担い手の確保が困難になるという指摘に加え、工事価格と技術力は工事に品質確保を図る上で最も重要であるので、現行の発注割合では、その効果や恩恵を十分に発揮していないことから、総合評価落札方式の拡大は不可欠として、品確法の趣旨に基づき、その拡大に取り組んでいただきたいという要望が、長年にわたって双方に出されていると思うわけであります。

これは、各業界などが、品確法の制定以来、企業としての評価を高める努力として、地域貢献など様々な取組をしてきたことを考えると、ごく当たり前の要望ではないかと思います。

財政局は、これまでの議会において、総合評価落札方式の拡大については、2022年度に実施した入札参加者アンケートにおいて、この方式を拡

大するに慎重な意見が68%あり、それを尊重したいという答弁でありました。

当時の入札参加アンケートについては、A等級からB、C等級、約555社中240社から回答があり、回答率は43.2%と低い値でした。また、回答があった企業の等級の内訳は、A等級が131社、B等級が67社、C等級4社、その他38社で、総合評価落札方式の入札に参加していない企業も含まれておりました。

私は、このアンケート自体は否定をしませんけれども、50%を割り込むような低い回答率で、異なる等級の企業を一くくりにしたアンケートによる評価結果について、札幌市がこの拡大の是非を判断していくことは極めて信頼に欠けるものだということを指摘したところであります。

札幌市は、本格実施することといたしましたけれども、札幌市まちづくり戦略ビジョン・アクションプランにおける目標値である競争入札に占める総合評価落札方式の割合を見ても、2027年度に25%とした根拠も定かではなく、同方式を拡大していく姿勢が全く見られません。

私は、これまでも、総合評価落札方式については、札幌市も北海道開発局や北海道のように拡大を図ることを求めてきましたが、いまだ運頼みのくじ引落札が多数を占めております。

くじ引を避けるために、2022年度から試行導入した市況連動型についても、業界からの反対の声が多いことなどを理由に新年度から中止することですが、その点についてもきちんと分析をし、内外ともに説明責任を果たすべきではないかと思えます。

こういった事例を見ると、工事の発注、契約などについては、これまで、あるとき、単にアンケートなどに頼り、札幌市の中で十分な検討がされていないような感じがいたします。

そこで2点目の質問ですが、総合評価落札方式の取組については、工事の品質確保はもちろん、建設業の健全な発展のため、総合評価落札方式をより有効なものになるよう、アクションプラ

ンの目標値の変更、他の部局でもサマープレビューという形でアクションプランには盛り込まれなかった、盛り込まれているけどもさらにレベルアップを図るという、こうしたことが、しっかりと取組内容を見直すべきではないか伺いたいと思います。

●北川管財部長 総合評価落札方式の取組内容の見直しについてお答えをいたします。

まずは、アクションプラン2023にて数値目標25%を掲げていることから、その目標達成に向けて、意欲的に総合評価方式の活用に取り組んでまいりたいと考えてございます。

なお、継続的に総合評価方式の活用の取組を進めることによりまして、数値目標25%を超えた成果を出すこともあり得るものと認識をしております。

今後も様々な社会経済情勢の変化に対応できるよう、常に、入札契約制度について不断の見直しを検討してまいりたいと考えてございます。

●ふじわら広昭委員 最後の質問になりますけれども、私どもも、北海道開発局のように全てを総合評価落札方式にすべきだとは言っておりません。

やはり、A1、A2だけではなくて、Bクラスのところも一部、総合評価を導入していますけれども、まだまだ様々な技術者の確保とか、資格の取得などに時間がかかるわけですので、そうしたことを、まず理解をしていただきたいというふうに思います。

例えば、北海道開発局では、2005年の品確法の施行を受けて、2007年から総合評価落札方式を100%実施するとともに、2009年に施工効率向上プロジェクトを立ち上げ、契約部局と発注部局がしっかりと連携して、人材の確保・育成や施工の効率化のほか、事業の経営安定化などにつながる様々な取組を実施しており、着実に工事の品質確保につなげていると思います。

先ほども述べましたが、札幌市でも、単に業界のアンケートだけ行うだけではなくて、北海道

開発局の取組などを参考に、札幌市としても将来にわたり市民の安全・安心な暮らしを確保するため、どのような政策によって建設業を持続可能な産業として発展をさせていくのかということについて協議するため、契約部局と発注部局による定期的な会議体を設けるなどして、連携をしてしっかりと検討すべきだと考えます。

また、建設業は、昨今の急激な資材高騰や人材不足などといった喫緊の課題を抱えていますので、そこから導き出した有効な取組については速やかに実施していくことも重要であります。

そこで、最後の質問でありますけれども、今後は建設局をはじめとして発注部局との課題を共有し、札幌市の工事の発注や、入札・契約の考え方や制度設計の妥当性、建設業界の受け止め方などを明らかにし、スピード感を持って建設業の持続可能化や発展に向けた取組を進めるべきと考えますが、いかがか伺いたいと思います。

●北川管財部長 建設業の持続可能化や発展に向けた取組についてお答えをいたします。

これまでも、発注部局や業界団体との情報共有、意見交換をしながら積極的に取組を進めてきたところでございます。

これからも、さっぽろ建設産業活性化プランに掲げる持続可能で発展的な建設業の活性化のために、入札契約部門としても不断の取組を続けていきたいというふうに考えているところでございます。

●ふじわら広昭委員 答弁としては、何か意味不明の内容でありますけれども、ぜひとも、今後の札幌市における災害や、インフラ設備をしっかりと維持していくため、地元の業界が存続できるようにしていかなければならないと思います。

私どもの会派に寄せられている業界からの声の中には、例えば、札幌市の入札に参加しているわけありますけれども、今後、何を目標に会社を経営していくか、従業員をどう配置していくか、資機材の更新はどうしていくのかといった課題に直面しているけども、こうした支援策と言えるも

のが何一つありませんという声が寄せられております。

また、最近の入札実態の例ですけれども、これは早期発注の関係で2月13日から2月19日の間に行われた舗装工種で、3件の工事の入札参加者数は、1件について31社、2件目は34社、3件目は39社によるくじ引であった、こうしたのが実態であります。

こうした結果を見ても、工事の入札で受注できる可能性は極めて低いと判断することになり、もはや経営計画を立てるという次元ではないという声も寄せられているわけであります。

優秀な技術者が育ち、また、施工能力が高くなって、それも生かす道が閉ざされているのが札幌市の工事入札の実態ではないかと思います。

最近の工事の入札では、都市部での交通量の多い道路や人通りの多い区間、複雑化し時間を要するものなどはあえて入札に参加しないといった傾向があります。

このような傾向が続きますと、入札不調は当然ながら増加傾向となり、札幌市の建設業を支える担い手を失うことにもなるわけであります。

ぜひとも財政局は、建設局、下水道河川局、水道局などの発注部局の意見を十分に取り入れることが重要であり、先ほど前段の会派の方々のやり取りの中でも、財政部長は予算原局が判断をしてやってほしいということでもありますので、ぜひとも財政局の中の管財部ではありますけれども、こうしたサマープレビューなども受けて、しっかりと総合評価の拡大に向けた取組を議論していただくことを強く求めて質問を終わります。

●村山拓司委員長 以上で、歳入のうち、一般財源等の質疑を終了いたします。

次に、第1款 議会費 第1項 議会費の質疑を行います。通告がありませんので、質疑を終了いたします。

次に、第2款 総務費 第4項 選挙費の質疑を行います。

●たけのうち有美委員 私からは、選挙支援が

必要な方への対応について伺います。

まず、選挙支援カードの評価について伺います。選挙支援カードとは、投票所内での付添いや投票用紙の記入など、投票に関して支援を必要とする方が支援してほしい内容を記載して、投票所の従事者に渡す用紙のことです。口頭による申出が困難な方にとって、自分が支援してほしいことをスムーズに伝えられる有効な手段の一つとされています。

札幌市では、この選挙支援カードを2019年の統一自治体選挙から活用しています。他の政令指定都市では、近年導入した自治体が増えてはきているものの、いまだ全ての政令指定都市で採用されているわけではない中で、本市はいち早く選挙の場面における合理的配慮を実施してきたと言えます。

私は、この先進的な取組をかねてから注目しており、2022年の第1回定例市議会予算特別委員会で、より多くの方に利用してもらえるよう幅広い周知を求めたところです。

先月、札幌市と各区の選挙管理委員会の協力のもと知的障がい者を支援する団体が行った、せんきょを学ぶ会においても、選挙支援カードが使われたと聞いています。せんきょを学ぶ会とは、知的障がいのある方が、実際の選挙機材を用いた模擬投票を通じて、選挙に行けるという自信を持つことを目的としたものであり、そこでの選挙支援カードの利用は、参加者にとって本番に向けた実践練習になったことに加え、選挙管理委員会にとっても、使用後の感想を聞くよい機会になったのではないかと思います。

そこで質問ですが、選挙支援カードが、せんきょを学ぶ会の参加者からどのような評価を受けたのか伺います。

●深井選挙管理委員会事務局長 選挙支援カードの評価についてお答えをいたします。

せんきょを学ぶ会の模擬投票には24名の方が参加をして、このうち8名が選挙支援カードを利用いたしました。

利用された方は、手伝ってほしいことを支援カードで伝えられたことによりまして、その後の、投票も円滑に進められたというところでございます。

実施後のアンケートにおきましても、ご回答いただいたほとんどの方が、分かりやすい、使いやすいと答えていたほか、本番の選挙でも使いたいということで、支援カードを持ち帰られる方もいらっしゃいましたことから、一定の評価を得られたものと認識をしております。

●たけのうち有美委員 取組を注目してきた1人として、せんきょを学ぶ会の参加者から一定の評価が得られたことは評価したいと思います。

この選挙支援カードは、障がいがある方も含めて、必要な支援について、口頭での申出が困難な方が使えるツールです。より使いやすいものとなるよう、障がい者の支援団体等との意見交換はもちろんですけれども、選挙支援カードを必要とする全ての方に情報が届くよう、さらなる周知に努めていただきたいと思います。

次に、代理投票について伺います。先ほどの質問で触れた、せんきょを学ぶ会の開催後に、主催団体の方とお会いする機会がありました。今後に向けた課題などをお聞きしたところ、字を書くのが難しい方が投票に当たってどのような支援を受けられるのか、実はあまり知られていないのではないかというお話をお聞きしました。公職選挙法では、そのような方のために代理投票という制度が設けられていますが、それがどのようなものなのか、例えば誰が代理をするのか、事前の申出が必要なのかといったことが、いま一つ理解されていないようです。

そこで質問ですが、代理投票の概要について伺います。

●深井選挙管理委員会事務局長 代理投票の概要についてお答えをいたします。

代理投票とは、障がいや病気、けがなどにより自ら投票用紙に記入することが難しい場合に、投票所の従事者が代理で記載をする制度でございます。

ます。

具体的には、従事者から2名を補助者に定めまして、選挙人本人の意思を確認いたしまして、そのうち1人が投票用紙に候補者名などを記載し、別の1人がそれに立ち会いまして、記載に誤りがないことを確認するものでございます。

代理投票は、誰が誰に投票したか分からない方法で行ういわゆる秘密投票の原則の例外として公職選挙法に規定をされておりまして、選挙の公正な実施を確保するために、投票所の従事者以外、例えば保護者ですとか介護者、付添人は、補助者になることはできません。

代理投票を利用されたい場合は、投票所の受付におきまして、代わりに書いてもらいたいなど、代理投票を希望する旨を口頭で申し入れていただければよく、事前申請などは必要ございません。

また、先ほど質問にございました選挙支援カードにより申出いただくこともできるものでございます。

●たけのうち有美委員 代理投票が厳正な制度である一方で、申出の負担はそれほど大きくないことが分かりました。これまで字を書くのが難しいことを理由に投票を諦めていた方も、代理投票によって選挙権を行使することが可能となりますし、病気やけがなどをしてしまっただけで必要になる方もいらっしゃると思います。

札幌市選挙管理委員会の公式ホームページで代理投票がどのように紹介されているか見たところ、選挙に関する質問をまとめた選挙FAQの回答の一つとして触れられてはいたものの、制度を詳しく紹介するページは見当たりませんでした。どんなにすばらしい制度でも、利用されなければ意味がありません。

そこで質問ですが、選挙管理委員会において代理投票をより積極的に周知すべきと考えますが、いかがか伺います。

●深井選挙管理委員会事務局長 代理投票の周知についてお答えをいたします。

今年の夏には参議院議員通常選挙が予定をさ

れているところであります。

できるだけ多くの方に代理投票を知っていただきますよう、早急に選挙管理委員会のホームページですとかSNSを更新いたしまして、代理投票の概要や利用方法を周知するほか、選挙が近くなりましたら、広報さっぽろでの周知も予定をしているところでございます。

さらに、障がい者支援団体の協力も得ながら、団体の会員などへの周知を図るほか、投票所の受付に利用方法を分かりやすく表示するなど、きめ細やかな対応を考えているところでございます。

今後も様々な手法を活用いたしまして、支援を必要とする方に寄り添った周知に努めてまいりたいと考えております。

●たけのうち有美委員 繰り返しになりますが、支援制度が利用されるためには、支援を必要とする方にきちんと情報が届けられることが何よりも大切です。代理投票も選挙支援カードも、まだまだ潜在的なニーズがあると思います。引き続き、障がい者の支援団体等も含めて、必要とされる方々に周知を図っていただきたいです。

広報のツールの一つである札幌市選挙管理委員会の公式アカウントである、めいすいくんのつぶやき札幌市選管というのがありますが、私もこちらをフォローさせていただいております。選挙がなくても、何とか2週間に一度の投稿をしっかりとされていることは承知をしています。これらのSNSが広報の全てではないとは思いますが、SNSも含めて、必要な方にきちんと情報が届くよう、また、投票に自分は行けないなど思われていた方が、この制度を使えば投票ができるんだということを知ってもらえるように、タイミング、それから見せ方などを工夫するなど、取組を強化していただくよう求めまして、私からの質問を終わります。

●坂元みちたか委員 私からは、一つだけ質問させていただきます。

選挙運動費用の上限額の見直しについての質問です。昨今の物価上昇と深刻な人不足、それに

伴う賃金上昇により、現在、世の中全体で、人の確保が極めて困難になっております。

私も市議会議員の選挙運動においては、人件費の支払い上限、公費負担の限度額は、条例や規程により定められており、例えば車上運動員の報酬額は日額1万5,000円、選挙運動用の自動車運転手雇用に係る公費負担の上限額は日額1万2,500円とされております。私は、この金額が昨今の賃金の上昇や物価の高騰に見合ったものか、少々疑問に感じるところであります。

そこで質問ですが、条例などで定められている選挙運動に係る報酬の支払限度額や人件費の公費負担の限度額を、賃金や物価の動向を踏まえた金額に見直すべきだと考えますが、いかがか伺います。

●**深井選挙管理委員会事務局長** 選挙運動費用の上限額の見直しについてお答えをいたします。

札幌市議会議員の選挙における、選挙運動に従事する者への報酬の支給上限額ですとか選挙運動用自動車運転手の公費負担限度額は、公職選挙法施行令の基準額に準じて条例等で定めているところでございます。

この基準額につきましては、3年に一度、参議院議員通常選挙が行われる年に、人件費ですとか物価の変動を考慮して、定例的に見直しが行われてきたところであります。今年はその改正年に当たりますことから、国の動向を注視してまいりたいと考えております。

●**坂元みちたか委員** ご答弁ありがとうございます。まさに今年が見直しの年ということで理解をいたしました。

昨今、本当に、人を集める商いをされている方は、人が集まらないんだということを本当にお話しされております。我々のこの選挙は2年先でございますが、もしかして、ちょっと人を集められないんじゃないかなという思いもあるところでございます。

選挙といいますのは、おのおの候補者というのはいろんな状況があります。既にたくさんの支

援者がいる方、支援団体がいらっしゃる方、あるいは、これから何か挑戦をしようと思っている方、これから挑戦をしようと思っている方には、やっぱり人の確保というのが重大な問題だと思います。広く、たくさんの方がエントリーできるような選挙制度、そして公費負担、あるいは上限額、こういったものを、今年はちょうど改選の年でございますので、先々を見据えて、マージンといたしますか、余力を持った金額設定をしていただきたいということを要望いたしまして、私の質問を終わります。

●**村山拓司委員長** 以上で、第4項 選挙費の質疑を終了いたします。

最後に、第5項 人事委員会費及び第6項 監査委員費の質疑を行います。いずれも通告がありませんので、質疑を終了いたします。

以上で、本日の質疑を終了いたします。

次回の委員会ですが、3月5日水曜日午後1時から、消防局及び危機管理局関係の質疑を行いますので、定刻までにご参集ください。

本日は、これをもちまして、散会いたします。

散 会 午後3時15分